

川口市・埼玉県・国 家賃支援金 相談窓口のご案内

新型コロナウイルスの影響を受けた事業所を対象に、国・埼玉県・川口市がそれぞれ“家賃支援金”の給付を決定いたしました。それに伴いまして、本商工会議所では今までのワンストップ給付・支援金相談とあわせて、家賃支援金に関する相談を承ります。ぜひご利用ください。

	New 川口市 飲食店等家賃支援金	埼玉県 中小企業・個人事業主等家賃支援金		国 家賃支援給付金
		オーナー向け	テナント向け	
主な要件	市内で飲食・小売業を営んでいる小規模企業者で、市内に店舗があり、店舗、事務所、倉庫、作業所を賃借していること。 2020年2月から10月の間で前年同月比で事業収入が減少した月があること。	1か月分の家賃を 20%以上減免 していること。	1か月の売上が前年同月比で 50%以上減少 もしくは連続する3か月の売上が前年同期比で 30%以上減少 。 2019年の月平均売上が 15万円以上 あること。	1か月の売上が前年同月比で 50%以上減少 もしくは連続する3か月の売上が前年同期比で 30%以上減少
給付・支給額 ※最大	20万円	20万円	20万円 (複数店舗は30万円)	中小法人等 600万円 個人事業主 300万円
申請方法	郵送申請 窓口申請	郵送申請のみ (10/16 消印有効)	電子申請 郵送申請	電子申請のみ
相談窓口でできること	申請対象か判断 ・申請書作成指導 ・必要書類の確認 申請書受付	申請対象か判断 ・申請書作成指導 ・必要書類の確認		申請対象か判断 ・申請前準備 ・申請サポート会場の予約

■日時 10月1日(木)～11月30日(月)の間の平日10:00～17:00の間

■会場 川口商工会議所相談ブース(川口市本町4-1-8 川口センタービル7階)

■相談時間 原則予約制となります。 ※予約なしの場合、お待ちいただく場合がございます。

■相談費用 無料 ■相談員 中小企業診断士・行政書士 もしくは 川口商工会議所職員

■申込方法 下記申込書に必要事項をご記入しFAXにてお申込みください。(先着順)

※時間が決まり次第、当所から開始時間・持参書類をご連絡(FAX)いたします。

■その他 相談者は原則1名でお越しください。また、マスクの着用をお願いします。

【問い合わせ】 支援金事務局 TEL:048-446-7971

こちらの相談も
可能です

国 持続化給付金(対象要件が拡大されました)
川口市 令和3年度固定資産税減免

家賃支援金 相談申込書 FAX:048-446-7973

下記相談会を申し込みます。(相談候補日を必ず第3希望まで日付のご記入と、時間帯のレ点をしてください。)

事業所名	相談者	役職	氏名
所在地	電話		FAX
第1希望	月 日 () □AM □PM	第2希望	月 日 () □AM □PM
第3希望	月 日 () □AM □PM	事務局記入欄	

※記入漏れや希望日が少ない場合は予約確定まで時間がかかります。(先着対象外となる場合もございます)